

ラムサール条約 決議 IX.21

(環境省暫定仮訳)

湿地の文化的価値に対する考慮

1. 世界の全ての地域にある湿地及び水資源は、人々及び社会にとって重要なサービスを提供するとともに、地域住民及び先住民が強い文化的な結びつきと持続的な利用の慣習を育んできた中心的場所であることを**意識**し、
2. また、湿地は地域住民及び先住民にとって特別に重要なものであり、彼らは自らの文化的な遺産に関する事項について確固とした見解を有しているに違いないことを**意識**して、
3. さらに、多くのラムサール条約湿地がその生態学的な機能に関連した重要な文化的価値を有していることを**意識**し、
4. ラムサール条約は、当初から、文化的活動が湿地の生態学的な営みによって決定され、また生態学的営みが文化な活動によって影響を受ける等の相互作用があることを認識するとともに、条約前文において湿地の文化的価値の重要性を認識していることを**想起**して、
5. ラムサール条約の基本的理念である湿地の賢明な利用は、湿地の文化的価値が人間と湿地とのつながりの強化・再確立に役立つことがあることから、湿地の文化的価値を真摯に考慮することを必要とし、また条約において文化的価値に対する認識を深めることを必要としていることを**配慮**して、
6. 第8回締約国会議で採択された決議 VIII.19「湿地を効果的に管理するために、湿地の文化的価値を考慮するための指導原則」、及びその実施の必要性に**留意**し
7. 同様に、(a) 第7回締約国会議において採択された決議 VII.8「湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン」及び b) 決議VIII.10の段落 30「条約湿地の指定に関する1つ以上の現行の基準とともに適用される...生物多様性に関連する社会経済的及び文化的価値そして機能に関して条約湿地を指定するための追加的な基準及びガイドライン」を**考慮**して、

8. ラムサール条約湿地の指定手続きに湿地の文化的重要性を含めることに関して、2003-2005年の3年間に科学技術検討委員会により実施された作業を**意識**して、
9. ラムサール条約は、多国間及び地域的な協定及びその他の国際団体とそれぞれの所掌範囲の範疇で連携する必要がある、湿地に関連する場合には文化遺産の問題に取り組まなければならないことに**配慮**し、かつ文化遺産の保護において世界遺産条約が果たす役割に**留意**して、
10. 「湿地管理における文化と知識」に関する第9回締約国会議技術セッション2でなされた発表と議論に**留意**して、

締約国会議は

11. 締約国に対し、重要な文化的価値を有する湿地の更なる事例研究を特定・分析し、それを広く周知し、これにより文化的な過程と湿地の保全と賢明な利用との間に存在する関係性についての知識及び理解を深めることを**奨励**する。
12. 国際的に重要な湿地を特定するための現行の基準を適用する際に、関連する生態学的な価値に加えて、物質的なものか否かに関わらず、湿地の起源やその保全および／あるいは生態学的な機能に関連した文化的価値を有している場合は、その湿地は国際的に重要であると考えて良いということに**同意**する。
13. さらに、締約国に対し、湿地管理計画のほか、湿地政策及び湿地戦略にも文化的価値に関する事項を組み入れ、その成果を広めることにより、総合的・統合的なアプローチの開発に寄与することを**奨励**する。
14. ラムサール条約に基づく本決議に関して実施される施策は、他の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に整合しているべきことを**強調**する。
15. ラムサール条約湿地の指定に関連する文化的な特徴を以下のとおり**特定**する。
 - i) 湿地の生態学的特徴を維持する伝統的な知識と湿地の管理及び使用方法の適用が実証されており、湿地の賢明な利用のモデルとなっているサイト
 - ii) 湿地の生態学的な特徴に影響を及ぼしてきた、類をみない文化伝統あるいは過去の文明の遺跡を有しているサイト
 - iii) 湿地の生態学的特徴が、地域住民及び先住民との相互作用に依存しているサイト

- iv) 聖なる場所といった非物質的な価値が存在し、その存在が湿地の生態学的特徴の維持に強く結びついているサイト
16. ラムサール条約事務局に対し、文化的価値の手引きの提供に関する決議 VIII.19 の段落 17 において記述されている作業を、広く参加型の過程を通じて、完遂することを指示する。
17. ラムサール条約事務局に対し、上述の活動を調整するために、STRP からの支援を得つつ、常設委員会の監督のもと、各地域から均等に選出されたメンバーより構成される、湿地の文化的価値に関する複合的な作業部会を設立するよう要請する。
18. さらに、ラムサール条約事務局に対し、2006 年 - 2008 年の 3 年間の作業に文化的な価値を組み入れるために実施した活動、および習得した経験を分析し、その結果を常設委員会および第 10 回締約国会議(COP10)に報告するよう要請する。